

高島市長などに「禁酒令」に関する 申し入れを行いました

日本共産党福岡市議団は、2012年5月28日、職員などの不祥事に対する市長・教育長が出したいわゆる「禁酒令」に関して申し入れを行いました。市長への申し入れは、渡邊正光副市長が受け取り、「市長に伝える」と答えました（右写真）。教育委員会では酒井龍彦教育長が対応しました。

以下はその申し入れの全文です（中見出しは後でつけたものです）。



日本共産党
福岡市議団

福岡市長 高島宗一郎様 福岡市教育長 酒井龍彦様

「自宅外禁酒」に関する申し入れ

2012年5月28日 日本共産党福岡市議団 団長 宮本秀国

職員の不祥事・犯罪には強い憤り

去る5月21日、市長名・教育長名による「自宅外での飲酒について」との通知が本市職員・教職員にあてて出されました。これは2月、4月の飲酒運転の発生に続き、5月17日に公社職員が贈賄容疑で逮捕され、翌18日には飲酒にからむ暴行・傷害事件が発生し、不祥事が続発したことを受けての飲酒についての通知は「非常事態における措置」として「1カ月の間、すべての職員は、公私を問わず、自宅外での飲酒を原則行わない」と述べています。いわゆる「禁酒令」は前代未聞、異例の対応であり、不祥事以上に全国的に注目されることになっていきます。市民からは「やりすぎではないか」「市長のパフォーマンス」「期間限定とはいえ市内の飲み屋や料亭、屋台、酒類販売業者らには大きな打撃となる」など様々な意見があがっています。

「禁酒令」は事実上の強制私生活をしばる憲法違反のおそれ

まず、「禁酒令」が職員に対する強制であることです。市長は報道機関の取材に対し「外で飲酒しただけでは法律的に人事上の処分はできないが、厳しい対応で臨む」と述べていますが、これは処分をちらつかせた事実上の強制です。本来、職員が職務以外の時間どこで飲酒しようとも、それは極めて私事、プライベートなことです。自宅外で飲酒することは全く個人の自由であり、これを制限することは憲法で保障された幸福追求権やプライバシー権の侵害にあたる可能性が

私たちは、相次ぐ本市職員等による不祥事・犯罪に対し強い憤りを感じて厳正に対処すべきです。当然のことながら、事件と関係のない職員まで巻き込む今回の「禁酒令」には極めて大きな問題があると考えます。



教育長に対する申し入れ
(5月28日)

あります。たとえば市長でもあっても職員に対し基本的な人権を無視したことを強制することはできません。専門家や他の首長などからも「稚拙だ」「越権行為」など危惧する指摘がされているところです。市長が職員のプライバシーを制限し、違反者を処分するには法的根拠が必要で、地方公務員法第29条は、懲戒処分規定として①法や条例に違反した場合、②職務上の義務違反や職務怠慢、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、と定めており、勤務時間以外であっても犯罪行為など当該公共団体にとって重大な損失や悪影響を与えるような行為があれば処分の対象となり得ます。自宅外飲酒がこれに該当しないことは明白です。

ウラ面につづく

現場の機運こわすトップダウン方式 贈収賄と飲酒運転を一緒くた

また、上から押し付け
るやり方は問題がありま
す。飲酒運転については、
2006年に本市職員が
起こした3児死亡飲酒事
故を契機に、本市職員は
「飲酒運転根絶」を誓い、
様々な対策が取られてき
ました。多くの職員は真
面目に飲酒運転根絶に取
り組んでおり、職員のア
イデアをもとに検討され
た「飲酒運転等不祥事再
発防止アクションプラン」
が今月はじめ策定されま
した。市長自身も記者会
見で「いわゆる全庁的に
どっと指示を出すという
ものではなく」と、職員の
自主性を強調して説明し

ついで、法的根拠を持た
ない手法をトップダウン
で決めて押し付けるやり
方は、「独裁」を掲げる橋
下「大阪維新の会」の政
治手法に通じるものがあ
ります。こうした反民主
主義的な手法では不祥事
がなくならないばかりか、
新たな問題を生じさせる
ことになりかねません。
さらに、市長が「シヨッ
ク療法も必要」などと主
張し、飲酒運転と贈収賄

事件を一緒くたに論じて
いることです。言うまで
もなく飲酒運転と贈収賄
とは全く別の問題であり、
それぞれ、なぜ繰り返さ
れるのか、原因や背景を
冷静に分析し、どうすれ
ば根絶できるのか、再発
防止策をしっかりと講じる
必要があります。



「禁酒令」は撤回し、市長の責任を明らかに 不祥事根絶、職場改革の日本共産党の提案

飲酒運転の根絶につい
ては、これまでの本市の
取り組みに問題や弱点が
なかったのか、十分検証
する必要がある。そ
して研修と啓発を強化し、
民主的な討論と自己研鑽
に基づいて、一人ひとり
の職員が自覚と誇りを
日々高めていくことが求
められます。
同時に、おおもとは、
本市職員等が仕事に対す
るやりがい、働きがいを

見出しにくい職場の現状
があるのではないでしょ
うか。住民奉仕を自らの
仕事とする公務員にとっ
て、福祉や教育を削り、
開発ばかりに狂奔するよ
うな市政では働きがい
を持っていないのも当然
です。市民から福岡市に
住んでいてよかったです
と言われるような充実感
を得られない仕事を増や
していくことこそ市長の
責任です。また、本市が
続けてきた人

員削減によって、多くの
職場が深刻な人手不足に
陥り、職員は多忙を極め、
非正規への置き換え政策
の影響も受けて職員間の
連携・連帯が希薄となっ
ているのが実態です。「連
帯責任」を強要すれば、
職員同士が互いに監視し
あう、ギスギスした関係
を拡大することになりか
ねません。多忙化を解消
し良好な職場環境をつく
ることが欠かせません。

また、飲酒とは関係な
く、税金を食い物にした
贈収賄事件が繰り返され
る原因は、本市行政にお
いて官業のゆ着が一扫さ
れていないからです。業
者とのゆ着関係に陥る構
造的問題を改めて洗い出
し、一掃するとともに、
不正を許さない仕組みを
しっかりとつくるべきで
す。さらに、市長自身が
政治資金パーティー開催
などで財界から支援を受
けるようなゆ着関係を断
ち切る必要があります。

日本共産党の提案

- 1、職員に対する事実上の強制である、いわゆる「禁酒令」はただちに撤回すること。
- 2、職員による飲酒運転の根絶と、贈収賄事件の再発防止のため、以下の改革を実施すること。

(1) 飲酒運転を根絶するための研修と啓発を強化し、職場の民主的討論を促進すること。

(2) 今回贈収賄事件の原因と背景を徹底究明し、再発防止のため業界とのゆ着関係を一扫する措置を強化すること。

(3) 不祥事を生まない、働きがいのある職場づくり、上意下達でなく風通しのよい民主的な職場づくりを本格的に進めること。人手不足となっている職場の正規職員を思い切った増やすこと。